

●給与所得金額の速算表

給与等の収入金額 (A)	給与所得の金額	
~650,999円		0
651,000円~1,899,999円		A - 650,000円
1,900,000円~3,599,999円	A ÷ 4 = B	B × 2.8 - 80,000円
3,600,000円~6,599,999円	※千円未満の端数切捨て	B × 3.2 - 440,000円
6,600,000円~8,499,999円		A × 0.9 - 1,100,000円
8,500,000円~		A - 1,950,000円

●公的年金等に係る雑所得の速算表

受給者の年齢	公的年金等の収入金額 (A)	公的年金等に係る雑所得の金額		
		~10,000,000円	~20,000,000円	20,000,001円~
65歳未満 昭和36年1月2日以後に 生まれた方	~1,299,999円	A - 600,000円	A - 500,000円	A - 400,000円
	~4,099,999円	A × 0.75 - 275,000円	A × 0.75 - 175,000円	A × 0.75 - 75,000円
	~7,699,999円	A × 0.85 - 685,000円	A × 0.85 - 585,000円	A × 0.85 - 485,000円
	~9,999,999円	A × 0.95 - 1,455,000円	A × 0.95 - 1,355,000円	A × 0.95 - 1,255,000円
	10,000,000円~	A - 1,955,000円	A - 1,855,000円	A - 1,755,000円
65歳以上 昭和36年1月1日以前に 生まれた方	~3,299,999円	A - 1,100,000円	A - 1,000,000円	A - 900,000円
	~4,099,999円	A × 0.75 - 275,000円	A × 0.75 - 175,000円	A × 0.75 - 75,000円
	~7,699,999円	A × 0.85 - 685,000円	A × 0.85 - 585,000円	A × 0.85 - 485,000円
	~9,999,999円	A × 0.95 - 1,455,000円	A × 0.95 - 1,355,000円	A × 0.95 - 1,255,000円
	10,000,000円~	A - 1,955,000円	A - 1,855,000円	A - 1,755,000円

●所得金額調整控除

次に該当する方は、給与所得から所得金額調整控除が控除されます。

①給与等の収入金額が850万円を超える場合

ア 本人が特別障害者に該当する

イ 特別障害者である同一生計配偶者もしくは扶養親族がいる

ウ 年齢が23歳未満の扶養親族がいる

【計算方法】

(給与等の収入金額※ - 850万円) × 0.1

※給与等の収入金額が1,000万円を超える場合は1,000万円

②給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額があり、その合計額が10万円を超える場合

【計算方法】

(給与所得控除後の給与等の金額※ + 公的年金等に係る雑所得の金額※) - 10万円

※それが10万円を超える場合は10万円

①と②の両方に該当する場合は、①を控除した後に、②の金額を控除します。